敷金や保証金に対する預り書に貼る印紙は200円

3万円以上の敷金や保証金の預り書には一律で200円の印紙が必要です!

金銭又は有価証券の受取書や領収書は印紙税額一覧表の第17号文書「金銭又は有価証券の受取書」に該当し、 印紙税が課税されます。受取書とはその受領事実を証明するために作成し、その支払者に交付する証拠証書を 指します。したがって「レシート」「領収書」「預かり書」は勿論、受取事実を証明するために請求書や納品書などに 「代済」「相殺」「了」などと記入されたものなどは全て金銭又は有価証券の受取書に該当します。

「金銭又は有価証券の受取書」は、受け取る金銭又は有価証券が「売上代金に係るもの」か「それ以外のもの」かにより税額が異なります。売上代金とは、資産を譲渡し、若しくは、使用させること(その資産に係る権利を設定することの対価を含む)又は役務を提供することによる対価(手付けを含む)、すなわち、何らかの給付に対する反対給付であることをいいます。

したがって、「借入金」「担保としての保証金」「保険金や損害賠償」などは売上代金に該当しません。また、敷金の法律上の性質は、賃貸借終了の際、賃借人に債務不履行があるときは当然にその弁済に充当された残額を、債務不履行がなければ全額を返還するという停止条件付返還債務を伴う金銭所有権の移転であると解されています。

よって、この敷金や保証金の預りは、相手方のために金銭を保管するものではないので、印紙税額一覧表の第 14号文書「金銭の預託に関する契約書」ではなく、第17号2文書「売上代金以外の金銭又は有価証券の受取書」 に該当することになります。

【売上代金以外の受取書の場合】

記載金額	税額
3万円未満のもの	非課税
3万円以上のもの	一律200円

国税庁ホームページ⇒質疑応答事例⇒印紙税目次一覧⇒敷金の預り証、 国税庁⇒タックスアンサー⇒印紙税⇒「No.7105金銭又は有価証券の受取 書、領収書」により敷金や保証金に対する預り書に貼る印紙は左記の表に 記載された金額となります。

